

令和9年度

放課後児童クラブ 入所のしおり



三田市

目 次

■放課後児童クラブとは	P1
■三田市放課後児童クラブの概要	P1
■入所資格	P2
■放課後児童クラブの生活	P3
■時間延長の利用	P3
■利用者負担金	P4
■育成料の減免制度	P4～P5
■入所の申込み	P5
■入所中の留意事項	P5～P8
■入所中の手続き	P8～P9
■緊急時の対応	P10～P11
■団体保険	P11
■Q & A	P12～P13
【参考資料】	
■令和8年度開所放課後児童クラブ一覧	P14

※このしおりは、令和8年8月15日現在の内容で作成しています。

掲載した内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)は、保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後に家庭や地域社会等において適切な保護を受けることができない小学校の児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

■三田市放課後児童クラブの概要

1 受入期間・休所日

受入期間	令和9年4月1日(木)から令和10年3月30日(木)
休所日	●「土・日・祝日」、「12月29日から1月3日」、「3月の平日の最終日」 ※休所日のうち、毎月1回土曜日を開所し、保育・保護者相談を実施しています。令和9年度の開所日については、後日お知らせします。 ●気象警報発表時、災害時、学校が休校となった場合

2 開所時間

	通常保育時間	延長保育時間	受入開始時間
① 学校実施日	放課後～午後5時	午後5時～午後7時	放課後から
② 学校長期休業日	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時	午前8時(下記※参照)
③ 学校休業日	午前9時～午後5時	午後5時～午後7時	午前8時30分
④ 土曜開所日(月1回)	午前9時～午後5時	延長なし	午前8時30分

※学校長期休業期間の8時受入について

- ・学校長期休業期間(春休み、夏休み、冬休み)は、午前8時から児童の受入れを実施予定です。
- ・午前8時～8時30分の間は、受託業者が対応し、8時30分からは児童クラブ職員が対応します。
- ・利用には事前に申込が必要です。長期休業期間前に案内を行いますので、ご確認ください。
- ・4月の春休み期間中は、継続利用の児童のみ8時受入の対象です。新1年生は8時30分からの利用です。
- ・利用の際は、保護者が児童クラブまで児童を送迎いただくことや通常の集団登所との併用はできない等の条件があります。また、児童クラブ職員による特別な対応が必要な児童については、利用をお断りさせていただく場合があります。

3 定員

14ページに令和8年度の定員を記載しています。令和9年度の定員は、変更する場合があります。

■入所資格

以下の3つの要件すべてを満たす必要があります。

(1) 市内に住所を有し、市内の小学校または特別支援学校小学部に在学していること

※区域外就学により、外に住所を有しながら市内の小学校または特別支援学校小学部に在学している方についても、特に必要があると認める場合は入所できますのでお問い合わせください。

(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、家庭や地域社会等において適切な保護を受けることができないこと

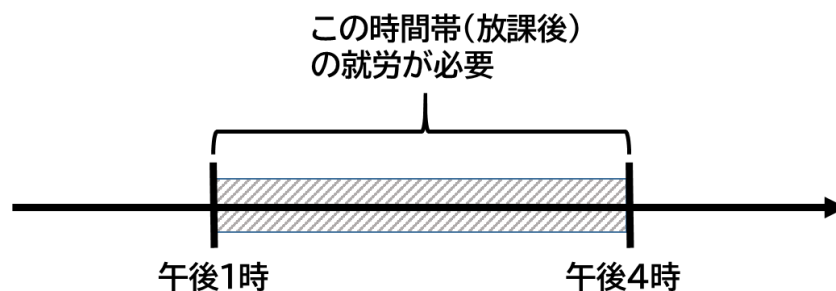
※技能習得のための職業訓練学校への就学や、申込み時に就労先が内定している場合も含みます。

就労要件(両方満たす必要あり)

☑ 月曜日から金曜日の間に週4日以上

☑ 概ね午後1時(学校授業終了時)から午後4時の間、就労していること。

(通勤時間を含みます。※保育所のお迎え等は除く)



(3) 保護者の責任において、自主的な通所が可能であり、児童クラブにおける集団での生活が可能であること

【注意事項】(以下の場合は入所できません。)

同居の家族等(児童の保護者や18歳以上65歳未満の者で、児童と同じ家屋に住んでいる方)がおり、児童の保育が可能である場合(育児休業制度等を利用中、または求職中を含みます)。

⇒住民票上の世帯ではなく、実態で判断します。

※ 原則として、在学している小学校に設置している児童クラブへの入所となります。

なお、県立特別支援学校在学児童は、自宅を通学区域とする小学校に設置する児童クラブへの入所となります。

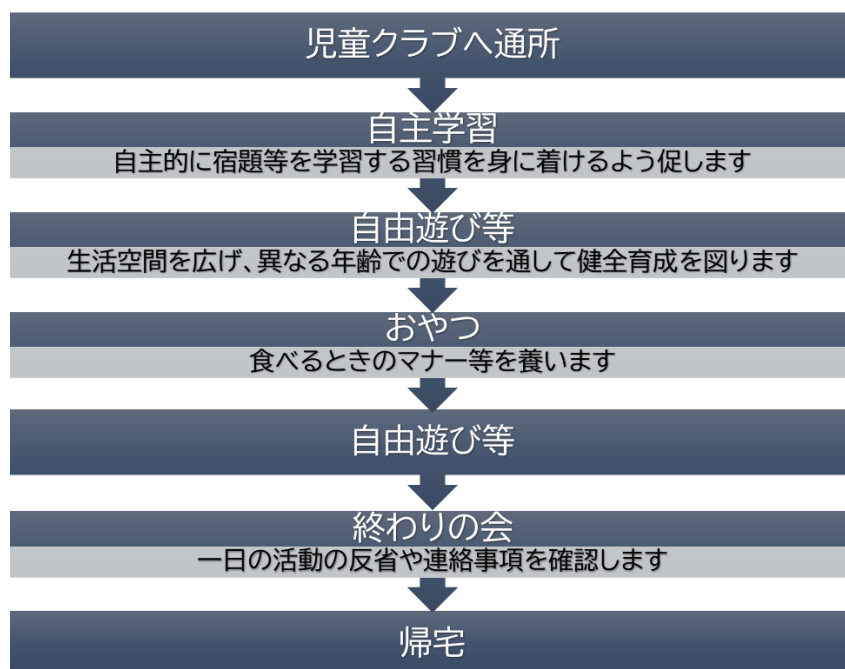
※ 児童クラブを設置していない小学校の児童は、送迎車等を利用して近隣施設への通所を予定しています(14ページを参照)。

※ 通年の利用を基本としていますので、学校長期休業期間のみの利用はお断りします。

※ 育成料、児童生活費の未納がある場合は、入所を許可しないことがあります。

■放課後児童クラブの生活

- ◆ 通常の学校授業が行われている日の生活は、概ね次のとおりです。



- ◆ 児童クラブでの生活は、自主的な活動を中心としています。自主学習の時間を設けていますが、宿題等の進み具合は各ご家庭で把握してください。
- ◆ 毎月おたよりを発行し、その月の予定等をお知らせします。
- ◆ 児童クラブでのプール行事は、児童の安全確保が難しいため、実施していません。

■時間延長(午後7時まで)の利用

利用条件	以下の2つの条件を満たす必要があります。 ① 児童クラブに入所する児童のうち、午後5時を超えて保育が必要と認められること ② 午後7時までに保護者等のお迎えが可能であること
延長時間	午後5時～午後7時まで(土曜開所日は時間延長なし)
開設要件	・令和8年11月17日(火)までに5名以上の利用申込みがあった施設(年度途中の児童の増減による施設の変更は行いません) ・各施設の時間延長の利用実施については、「入所可否決定通知書」と併せて通知します。

- ◆ 降所の際は必ず保護者等のお迎えが必要です。午後7時までにお子様の引き渡しができるようお願いします。保護者等とは保護者又は代理人(18歳未満除く)のことですが、普段お迎えに来られる方以外の方がお迎えを行う場合は、事前に連絡帳等でお知らせください。
※ 上記に違反した場合は、時間延長の利用を停止する場合があります。
- ◆ 週1回、曜日を決めて通常時間に降所することが可能です。希望者は「通常時間降所届」を提出してください。

■利用者負担金(令和9年度予定)

項目	内容	金額	お支払い方法	備考
育成料	基本料金	月額 8,000 円	「口座引落し」 ※各月末日が口座振替日です(金融機関の休業日の場合は、翌営業日)。	・1か月単位であり、 <u>日割り計算は行いません。</u>
延長利用料	延長保育希望者の負担金	月額 2,500 円	「口座引落し」 ※口座振替日は育成料と同じです。	・1か月単位であり、 <u>日割り計算は行いません。</u>
児童生活費	おやつや・消耗品等の実費負担金	月額 3,000 円	「現金」 ※保護者から児童クラブ職員へ <u>直接お支払いください。</u> (児童に金銭を持たせることは避けてください。)	・納入期限は毎月5日です(6月分であれば6月5日までに児童クラブへ納入してください)。 ・毎月15日以前に退所した場合は、一部返金します(日割りによる返金はありません)。

■育成料の減免制度

- ◆ 減免基準に該当する場合に、育成料(時間延長にかかる育成料を含む)が免除もしくは減額される制度があります。

- ◆ 減免を希望される場合は別途申請が必要です。

※自動では適用されませんので、昨年申請している場合も改めて申請してください。

詳しくは別紙「育成料減免申請について」をご確認ください。

全額免除	ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている保護者と同一世帯にある児童 イ 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の令和8年度市民税所得割が非課税の世帯にある児童 ウ 各月の1日から休所し、当該月の末日まで1日も通所していない児童(前月の10日までに休所届の提出が必要です。)
2分の1に減額	ア 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の令和8年度市民税所得割額の合計額が20,100円以下となる世帯にある児童 イ 当該月の途中(15日以前に限る。)に退所したとき ウ 同一世帯において2人以上の児童を入所させている場合の当該児童(そのうちの1人の児童に係る育成料を除く。)

【減免の開始】

- ◆ 申請日が3月末までの場合は4月分から、4月以降の場合は申請があった日の翌月分からとなります。

■入所の申込み

- ◆ 別紙「入所の申込みについて」をご確認ください。

■入所中の留意事項

【通所(行き)】

- ◆ 児童クラブへの通所は、自力通所が原則です。
- ◆ 入所前に通学路の安全確認と通所の練習をお願いします。特に、新1年生の児童の場合は、事前に十分ご指導ください。

【連絡アプリ】

- ◆ 児童クラブでは、児童の入退室時刻の連絡や保護者への連絡メールを送ることができるスマートフォンのサービス「安いでんしょばと(アプリ)」を導入していますので、登録してください。
- ◆ 登録や利用等の詳細は別途お知らせします。アプリの利用が難しい場合は、こども育成課へお知らせください。

【出欠連絡】

- ◆ 毎月の利用予定と当日朝8時までの予定変更は「安いでんしょばと(アプリ)」で連絡してください。
当日8時以降の変更は、お電話かファクスで児童クラブへ連絡してください。

PART01 利用予定

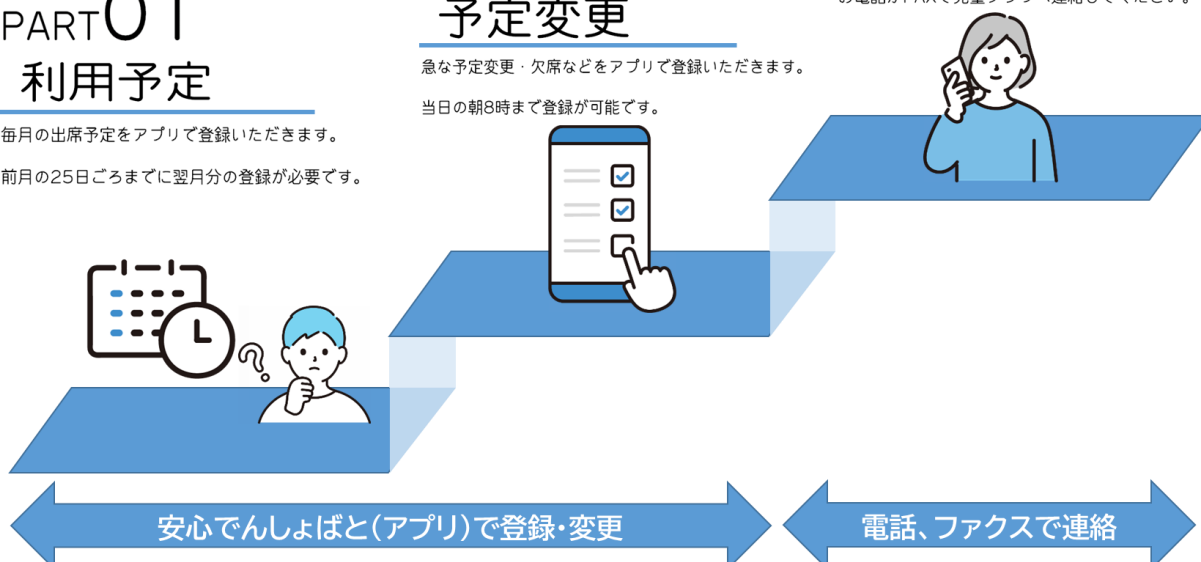
毎月の出席予定をアプリで登録いただきます。
前月の25日ごろまでに翌月分の登録が必要です。

PART02 予定変更

急な予定変更・欠席などをアプリで登録いただきます。
当日の朝8時まで登録が可能です。

PART03 当日変更

当日の朝8時以降に変更を希望される場合は
お電話かFAXで児童クラブへ連絡してください。



- ◆ 欠席する場合は、児童クラブに必ず連絡してください。
- ◆ 児童クラブは小学校とは別ですので、小学校を欠席された場合は、児童クラブにも必ず連絡してください。
- ◆ 事前に連絡できる場合は「安心でんしょばと(アプリ)」で、当日午前8時以降は電話(職員がいない時は留守番電話又はファクス)で連絡してください。なお、児童の申告による欠席は、児童の安全確保の点から受付していません。
- ◆ 児童クラブ職員に連絡する場合は、下記の時間内をお願いします(留守番電話・ファクスは随時受付)。

平日	午後2時～午後5時
一日保育時	午前8時30分～午後5時

- ◆ 出欠の確認のため、携帯電話や勤務先へ連絡する場合があります。
- ◆ あらかじめ申請をいただくことにより、塾やおけいこ事等で、週1日特定の曜日に児童クラブを欠席することができます。
- ◆ 休暇等により保護者等が在宅のとき(在宅勤務・テレワークを除く)は、できる限り児童と一緒に過ごしてあげてください。

【降所(帰り)】

- ◆ 集団生活を円滑に進めるため、午後5時までお預かりすることを原則としています。
やむを得ず午後5時より早く帰宅する場合は、保護者等のお迎えが必要です。
- ◆ なお、希望日の前月25日までに、「早退届」を提出いただくことにより、午後5時までの18歳未満の代理人によるお迎えを認めています(気象警報発表時は18歳未満の代理人によるお迎えは認めていません。)
 - ※ 施設外保育等の場合は対応できないことがありますので、あらかじめ児童クラブ職員へご確認ください。
 - ※ 週に2回以上午後4時より前に降所されることが続く場合は入所資格を満たしていないと判断し、入所許可を取消すことがあります。
- ◆ 児童の帰宅は、時間延長利用者を除き、安全確保のため午後5時に帰宅方向が同じ児童が集団で降所します。児童クラブ職員はもとより降所班の家庭間でも密に連携を取ってください。
 - ※ 集団降所をせずに、小学校敷地内等で保護者のお迎えを待つことはできません。
- ◆ 10月から2月までの日没の早い時期は、児童クラブごとに午後4時30分の降所を可能とする冬時間適用期間を設けています。利用方法については、児童クラブ職員へご相談ください。

【お弁当】

- ◆ 学校休業日等の給食のない日は、お弁当を持たせてください。
- ◆ 夏休みや運動会の代休日等の一日保育日は、午後1時を基準に半日通所(午前・午後)が可能です。なお、児童クラブ運営上、午前のみ通所の場合はお弁当を持たせてください。午後のみ通所の場合は、ご家庭で昼食をとってから通所してください。

【禁止事項】

- ◆ 習い事等による利用中の中抜けはできません(ただし、学校の補習や小学校敷地内で開催される放課後子ども教室は可能)。

※放課後子ども教室とは、地域住民の方々が子どもたちの安心・安全な居場所づくりのため、放課後や休日に小学校や地域のコミュニティハウスなどの施設を利用し、様々な活動を行っている事業です。校区によって実施曜日や実施内容、参加方法が異なります。

- ◆ 児童または保護者が「児童クラブ職員の指示に従わない」、「児童クラブ職員や他の児童への暴力・迷惑行為」等、児童クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合は、入所許可を取消します。

【退所となる可能性のある場合】

項目	どうなるか	備考
正当な理由なく育成料を3か月以上滞納した場合	<u>翌月1日に入所許可を取消します。</u>	児童生活費の未納が続く場合、退所していただくことがあります。
週2回以上午後4時より前に降所が続く場合	入所資格を満たしていないと判断し、 <u>入所許可を取消します。</u>	
児童クラブの出席日数が15日以下となる月が2か月以上続く場合	<u>退所していただくことがあります。</u>	怪我、入院等の特別な事情がある場合は、こども育成課へ相談してください。
保護者が退職された場合	引き続き求職活動をされる場合に限り退職後2か月まで児童クラブを利用できます。 2か月経っても就労先が決まらない場合は退所していただきます。	(例) 6月15日に退職された場合は、8月末まで利用可能です。
お子様が生まれた場合	生まれた月から2か月まで児童クラブを利用できますが、その後育児休業制度等を利用される場合は退所していただきます。	産前産後各2か月間利用可能です。 ※育児休業中であっても、保育できない状況を示す証明書の提出があれば、継続利用できることがあります。
クラブの運営に支障を及ぼす行為が続く場合	入所許可を取消します。	(例) 児童または保護者が「児童クラブ職員の指示に従わない」、「児童クラブ職員や他の児童への暴力・迷惑行為」等
出席状況の報告がない(無断欠席が続く)場合	退所していただくことがあります。	

【その他】

- ◆ 児童が故意に施設や備品等を損壊した場合、修繕費用は全額保護者にご負担いただきます。
- ◆ 通所状況や児童の緊急対応等のため、携帯電話や勤務先へ連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■入所中の届出

- ◆ 入所中は、状況に応じて以下のような届出が必要です。詳細は、児童クラブまたはこども育成課までお問合せください。

提出書類	提出が必要な場合	提出時期	備考
記載事項変更届	申請内容からご家庭の状況が変わった場合	変更が生じた場合、速やかに	勤務先が変わる場合は、勤務証明書の提出も必要です。
勤務証明書	勤務先や勤務形態が変わった場合	変更が生じた場合、速やかに	シフト勤務(変則勤務)の場合は、出勤簿やタイムカード等の勤務実績のわかる書類の提出が必要です。
延長保育利用届	延長保育の利用を希望する場合	希望する日の1週間前まで	
延長保育停止届	延長保育の利用を停止する場合	希望する日の1週間前まで	
時間延長利用児童 通常時間降所届	延長保育を利用している場合で、曜日を決めて、週1回、通常時間(午後5時)で降所する場合	希望する日の1週間前まで	
通常時間降所変更・ 中止届	上記を利用している場合で、利用曜日の変更や利用中止をする場合	希望する日の1週間前まで	
保険適用外同意書	集団降所する児童が自宅と児童クラブの往復途上に私用のため寄り道をする場合	希望する日の1週間前まで	児童クラブ加入の傷害保険適用がないことに同意する旨の書面です。
早退届	午後5時より早く帰宅する場合で、保護者以外の18歳未満の代理人がお迎えにくる場合	希望日の前月25日まで	

休所願	児童クラブを休む場合 ※基本、1か月単位(最大2か月間まで連続で休所可能)	休所希望月の前月 10 日まで	休所(当該月の全てを欠席)した場合は、費用がかかりません。 退所届や休所願が提出されない場合は、翌月以降も在籍しているとみなし、育成料、児童生活費が発生します。
復所願	休所願による休所期間中に児童クラブに戻る場合	復所を希望する日の前日まで	月途中で復所した場合でも、育成料・児童生活費は満額発生します。
育成料減免事由消滅届	育成料の減免事由が消滅した場合	育成料減免事由が消滅した場合、速やかに	
退所届	児童クラブをやめる場合	退所希望月の10日まで	当該月の途中(15 日以前に限る)に退所した場合は、育成料が2分の1に減免されます。

■緊急時の対応

① 怪我等の場合	■ 軽度の怪我の場合は、施設にて対応しますが、頭部の打撲等特に必要がある場合は、保護者に連絡後病院へ搬送することがあります。この場合、お迎えを要請することがあります。 ■ 37度以上の熱がある場合や病気を発症した場合は、お迎えを要請することがあります。
② 気象警報が発表された場合や荒天の場合	■ 三田市に気象警報(大雨・土砂災害・暴風・大雪・暴風雪等)が発表され、学校が休校になった時や一斉下校となった場合は休所します。 ■ 土曜開所日や学校の長期休業期間中及び代休日等、午前9時から開所するときは、午前7時現在で気象警報が発表されている場合に休所します。 ■ 児童クラブ開所中に、気象警報が発表された場合は、その時点で児童クラブは休所となり、保護者にお迎えを要請します。 保護者へお迎えを要請した場合は、時間延長の利用者も含め、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。なお、気象状況により、保護者の同意のもと自力で帰宅していただくことがあります。 ■ 児童に自宅の解錠等を指導いただき、常に鍵を持たせるようにしてください。 ■ 緊急時に児童クラブへ電話がつかない場合は、こども育成課へ連絡してください。 ■ 雷や台風などの荒天の場合は、帰宅時間を調整させていただくことがあります。
③ 地震による非常災害時(震度5弱以上)の場合	■ 学校が休校になった時や一斉下校となった場合は、休所します。 ■ 土曜開所日や学校の長期休業期間中及び代休日等、午前9時から開所するときで通所前の場合は、通所を見合せ、児童クラブ又はこども育成課からの連絡を待ってください。 ■ 児童クラブ開所中の場合は、その時点で休所し、お迎えを要請します。地震発生時は、電話回線が不通になることが想定されますので、連絡がつかない場合でも、できるだけ速やかにお迎えにきてください。なお、保護者への引き渡しができるまで、児童は施設で待機していただきます。

④ 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖の場合	■ 学校が臨時休校(全校)の場合は、当該児童クラブは休所します。 ■ 学年閉鎖・学級閉鎖の場合は、当該学年と当該学級の児童は児童クラブへ通えません。 ※ 児童がすでに登校している当日にインフルエンザ等の感染症により学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合は、健康な児童に限り、閉鎖が決定した当日は児童クラブに通所することができます。
---------------------	--

■団体保険

- ◆ 児童クラブでは、「児童クラブの管理下で行われた活動や学校と児童クラブ及び自宅と児童クラブの往復途上で発生した事故」にかかる医療費の一部を補償するために、団体保険に加入しています。
- ◆ 保険料は育成料に含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。

【加入保険】

- ◆ スポーツ安全保険＜公益財団法人スポーツ安全協会＞

【補償の種類と内容】(加入区分 A1)

基準日：令和9年4月1日

種類	対象	補償額
傷害保険	急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、通院が発生したとき。	・通院日額 1,500 円 (上限30日) ・入院日額 4,000 円(上限180日) ・後遺障害 4,500 万円(最高) ・死亡 3,000 万円
賠償責任保険	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負ったとき。	対人・対物賠償合算(免責金額なし) ・1事故5億円 (ただし、対人賠償は1人 2億円)
突然死葬祭費用保険	突然死(急性心不全、脳内出血等による死亡)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したとき。	・180万円

【ご留意いただきたいこと】

- ◆ 児童クラブでの怪我の場合は、学校で加入している「災害共済給付(日本スポーツ振興センターの保険)」は対象外となり使えません。『児童クラブ団体保険』が適用されます。
- ◆ 児童クラブの保険は、1日当たりの定額保険金のみが支払われます。治療費の実費に対する補償ではありません。したがって、医療機関を受診する際は、健康保険(三田市子育て支援医療費助成制度を含む)を利用してください。
- ◆ 後日、『児童クラブ傷害保険』から上記の定額補償額が支払われます。
- ◆ 集団降所する児童が、自宅と児童クラブの往復途上に私用のため寄り道する場合は、補償対象になりません。

■Q&A

Q1 現在児童クラブに入所していますが、令和 9 年度もあらためて申込み必要がありますか。また、育成料の減免を受けていますが、こちらもあらためて申込み必要がありますか。

A1 継続する場合、入所申請と育成料減免申請の両方について再度申込みが必要です。

Q2 まだ仕事をしていませんが、それでも申込みできますか。

A2 就職先が内定していれば申込みできます。申込み時点で就労先が内定している場合は、「勤務(内定)証明書」を提出してください。勤務開始後、勤務日数等に変更があった場合は再度「勤務(内定)証明書」を提出してください。

なお、求職中の場合は、保育できない状況が明確にならないことから申込みできません。

Q3 夏休みだけ預かってほしいのですが。

A3 児童クラブは、お子様に生活のリズムを学んでいただく場であり、通年利用を前提として運営していますので、夏休み等長期休業日に限っての利用はお断りしています。

ただし、出産にともなう利用等の理由がある場合は、こども育成課へご相談ください。

Q4 来年の3月末に三田市に引越する予定です。4月からの入所を希望していますが受付時期に住民票が三田市にありません。それでも申込みできますか。

A4 申込みできます。申請書には転入予定日と転入先、現住所(連絡先)を併記してください。ただし、入所日に在学していない場合は、入所決定が取消しとなることがあります。

Q5 育児休業期間中です。5月の大型連休明けから職場復帰をする予定ですが、申込みはいつまでに行えばよいですか。

A5 4月10日までに申し込んでください。年度途中の入所については、前月の10日までに申込みされた方を審査し、児童クラブの入所状況等も考慮し決定します。

なお、小学校によっては、4月入所希望者で定員に達する可能性があります。その際は、定員に空きが出るまで入所保留となりますので、児童クラブの入所状況をあらかじめ確認してください。また、入所の予約はできません。

4月に職場復帰するのであれば、月途中からの職場復帰であっても4月入所の申込みをすることができます。ただし、4月入所が決定した場合であっても、職場復帰の日までは利用することはできません。また、月途中からの利用となっても、利用者負担金(育成料・児童生活費)の日割り計算は行いません。

※事情により育児休業期間中に保育できない状況である場合は、ご相談のうえ放課後児童クラブの入所を検討させていただきます。

Q6 育児休業期間中です。弟の認定こども園への入園申込みをしています。入園はまだ決まっています。入園が決まり次第職場復帰する予定ですが、こういった状態でも申込みはできますか。

A6 申込みできます。弟妹の保育施設へ入所が決まるまでの取り扱いについては、入所希望月によって異なります。4月入所希望の方は、入所のしおり別紙「入所の申込みについて」をご確認ください。5月以降の入所希望の方は、弟妹の保育施設への入所と職場復帰が決まるまで申込みを保留します。

弟妹の保育施設への入所の可否が決定したら、速やかにこども育成課までご連絡ください。

Q7 4月から新1年生です。入学式まで家庭等で保育したいのですが、必ず4月1日から児童クラブに通わなければならないのでしょうか。

A7 入学式後に通い始めても差し支えありません。通い始める日が何日なのか、児童クラブへあらかじめ連絡しておいてください。なお、4月分の児童生活費(おやつ・消耗品等の実費負担金)は3月に開催予定の懇談会(入所説明会)で納入してください。

Q8 育成料の未納がありますが継続利用できますか。

A8 未納がある場合は、継続利用できない場合があります(きょうだいの未納を含む)。

Q9 慣らし保育はありますか。

A9 慣らし保育の制度はありません。

Q10 きょうだいで申込む予定ですが、通う小学校に児童クラブが複数ある場合、同じクラブに入所することはできますか。

A10 児童クラブが複数ある小学校については、学年のバランス等により入所する児童クラブを決定しますので、きょうだいで同じ児童クラブに入所できない場合があります。

Q11 4月入所の申込みをしています。三田市内で引っ越しすることになりました。入所する児童クラブを変更することはできますか。

A11 変更できます。ただし、審査結果通知発送後の場合は、引っ越し先の児童クラブに空きがある場合のみ4月から利用できます。定員を上回っている場合は入所保留となります(申込み時にすでに引っ越しが決まっている場合は、申請時にお伝えください)。なお、児童クラブを利用中に引っ越しする場合は、こども育成課または在籍児童クラブまでご相談ください。

(参考)令和8年度開所放課後児童クラブ一覧

(令和8年9月現在)

NO	名 称	定員(人)	所 在 地	TEL / FAX
1	三輪児童クラブ	39	三輪小学校敷地内	563-3003
2	三輪第2児童クラブ	36	三輪小学校敷地内	559-4385
3	三輪第3児童クラブ	24	三輪小学校敷地内	559-4995
4	狭間児童クラブ	40	狭間小学校敷地内	564-3933
5	あかしあ台児童クラブ	40	あかしあ台小学校敷地内	563-3644
6	あかしあ台第2児童クラブ	40	あかしあ台小学校敷地内	562-1813
7	弥生児童クラブ	29	弥生小学校敷地内	559-4677
8	つつじが丘児童クラブ (藍小学校の児童を含む)	40	つつじが丘小学校敷地内	568-0210
9	武庫児童クラブ	38	武庫小学校敷地内	563-4078
10	武庫第2児童クラブ	38	武庫小学校敷地内	562-8500
11	武庫第3児童クラブ	40	武庫小学校敷地内	565-3777
12	すずかけ台児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	565-7956
13	すずかけ台第2児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	565-7978
14	すずかけ台第3児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	563-3101
15	三田児童クラブ	40	三田小学校敷地内	563-1711
16	三田第2児童クラブ	36	三田小学校敷地内	559-4343
17	三田第3児童クラブ	31	三田小学校敷地内	562-5644
18	三田第4児童クラブ	40	三田小学校敷地内	562-9765
19	富士児童クラブ	39	富士小学校敷地内	562-8288
20	富士第2児童クラブ	36	富士小学校敷地内	563-5588
21	けやき台児童クラブ	40	けやき台小学校敷地内	562-5560
22	けやき台第2児童クラブ	30	けやき台小学校敷地内	565-3343
23	けやき台第3児童クラブ	30	けやき台小学校敷地内	559-9530
24	ゆりのき台児童クラブ	30	ゆりのき台小学校敷地内	564-1005
25	ゆりのき台第2児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	564-8839
26	ゆりのき台第3児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	563-6350
27	ゆりのき台第4児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	564-9090
28	広野児童クラブ (本庄小学校の児童を含む)	40	広野小学校敷地内	567-5855
29	広野第2児童クラブ (本庄小学校の児童を含む)	40	広野小学校敷地内	567-5866
30	松が丘児童クラブ (志手原小学校の児童を含む)	40	松が丘小学校敷地内	564-5850
31	学園児童クラブ	36	学園小学校敷地内	565-8130
32	高平児童クラブ (小野小学校の児童を含む)	40	高平小学校敷地内	569-1730

※ 母子小学校在学児童の利用については、こども育成課にお問い合わせください。

※ 申込の状況により新年度の開所クラブは変更となる場合があります。

※ ゆりのき台の各児童クラブ(NO.24～27)は平成31年4月より指定管理者である学校法人親和学園が管理運営を行っています。

指定管理者制度とは・・・条例の定めるところにより、市が指定する法人その他の団体に、「公の施設」の管理運営を行わせることができる制度で、民間の活力を活かし、市民サービスの向上を図ることなどを目的としています。

【MEMO】

A large, rounded rectangular area with a dotted line border, intended for writing a memo. It contains 20 horizontal dotted lines for text entry.





【お問い合わせ】

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1-1(市役所本庁舎2階)

三田市 こども未来部 こども育成課 児童クラブ係

TEL:079-559-5046

FAX:079-563-3611

MAIL:kodomoikusei@city.sanda.lg.jp